

山梨県南アルプス市福祉事務所
事務等移行イメージ

合併前
峡中福祉事務所所管の11町のうち
6町が合併予定

合併後
6町村が合併して「南アルプス市」となる

山梨県(本庁)
事務等移行マニュアル作成による支援
・ 調査指導員等の派遣
・ 生活保護関係の研修会
・ 生活保護業務移行支援
・ 生活保護業務移行支援
マニユアル作成
情報提供

新市合併協議会

八田村	人口	7,269
	保護世帯数	14
	保護率	2.50
白根町	人口	19
	保護世帯数	35
	保護率	2.00
声安村	人口	510
	保護世帯数	5
	保護率	13.50
若草町	人口	11,733
	保護世帯数	5
	保護率	0.50
櫛形町	人口	19,343
	保護世帯数	44
	保護率	3.40
甲西町	人口	13,011
	保護世帯数	19
	保護率	1.70

現業員研修のため
職員等の派遣

電算システム事
前のデータ引継
及び運用のため
の実務研修

山梨県峡中福祉事務所

・現在11町を所管
・合併後は峡中福祉
事務所が5町を所管

生活保護電算システムの
委嘱
・ 窓口変更についての住民
への周知・広報
・ 条例・規則の制定
・ 生活保護に係る予算措置
等

南アルプス市

南アルプス市福祉事務所
・市役所(旧櫛形町役場庁舎)
・福祉事務所は市役所内設置

八田支所
その他の旧役場庁舎は南アルプス市役所の支所として活用

白根支所
各支所には、生活保護現業員は配置はされていない

声安支所
生活保護の相談窓口は、支所(担当課長)が対応し、状況に応じ本庁より生活保護ワーカーが出向する

若草支所
被保護世帯 124世帯
保護率 2.3%

甲西支所

山梨県峡中福祉事務所

竜王町
敷島町
玉穂町
昭和町
田舎町

南アールプス市福祉事務所事務移管スケジュール

新福祉事務所
所開所 15.4

事 項	24 月前	12 月前	12 月後	24 月後	36 月後
県福祉担当部局による福祉事務所 設置支援		↑ 14.4 ~			
生活保護業務移管支援		↑ 14.6			
町より県福祉事務所へ職員の派遣		↑ 14.11			
県より市福祉事務所へ職員の派遣			↑ 【15.4~18.3までの3年間】		
生活保護等の電算システムの移行		↑ 14.11			

I - 3 岐阜県山県市福祉事務所

- ・平成15年4月、岐阜県3町村の合併により「山県市」設置。
- ・県福祉事務所へ研修派遣の他、他の福祉事務所などに派遣し研修を行った。

【基本的事項】

〈福祉事務所名及び所在地〉

- ・山県市福祉事務所
- ・山県市高木1000番地1

電話 0581-22-6837 F A X 0581-22-6841

〈設置年月日〉

- ・平成15年4月1日
- ・3町村の対等合併による市制施行に伴う福祉事務所の新設
高富町、伊自良村、美山町→「山県市」

〈市町村合併に向けた取り組み開始から合併までの主な経緯〉

平成13年8月1日 3町村（高富町、伊自良村、美山町）の法定合併協議会発足

14年1月 合併分科会において近隣市へ事務事業の調査研究

14年6月 県より権限委譲に係る事務について説明を受け、その後分科会において研究協議する

15年1月 福祉事務所配置予定職員2名を県へ出向
生活保護査察指導員1ヶ月、現業員2ヶ月

15年3月 県からの最終事務引継

15年4月 新福祉事務所設置

〈福祉事務所の設置状況（建物等）について〉

- ・市役所本庁舎は、旧高富町役場を利用
- ・福祉事務所については、本庁舎隣接の旧高富町保健福祉ふれあいセンターを利用
- ・市民の利便性を図るため、旧町村役場を支所とし各種の申請受付業務を行っている。

〈条例規則等の整備状況〉

山県市福祉事務所設置条例（平成15年4月1日付）

山県市福祉事務所長委任規則（平成15年4月1日付）

〈住民、対象者への周知方法（広報活動等含む）〉

- ・平成14年8月～9月にかけて、市内19会場において合併協議住民説明会を開催し合併協議事項調整方針の説明。
- ・合併協議の進捗状況等については、「合併協議会だより」（平成13年9月～15年3月の間に19回発行）を発行し各家庭に配布した。

【組織・人材に関する事項】

〈必要な職員数の確保や配置換えについて〉

- ・生活保護業務担当の査察指導員及び現業員各1名が、県へ出向し研修した。
- ・常勤職員の配置については、原則旧町村の担当者を配置することとした。

〈必要な有資格者の確保について〉

平成15年度社会福祉主事任用資格の取得のための通信講座の受講により、2名が取得予定である。今後毎年1名は通信講座を受講する計画である。

〈県や他機関との人事交流、研修派遣等の状況〉

合併前に2名の職員（査察指導員1名、現業員1名の予定者）を県福祉事務所へ派遣し研修を受けた。（15年1月～3月）

〈県本庁による研修等の支援施策以外の独自による取り組み〉

- ・国が実施する査察指導員、福祉事務所長研修の他、市福祉事務所として、他市福祉事務所へ派遣しての研修を行った。
- ・生活保護電算システムの導入により事務の効率化を図った。
- ・障害者福祉電算システムの導入により事務の効率化を図った。

〈特に多大な時間や労力を要した引継や事務等〉

- ・生活保護業務の移管事務で1～2ヶ月間、県地域福祉事務所での研修を受けたが、経験の浅い担当者はより多くの研修が必要であった。
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の認定事務について各種のケースがあるため県の指導を受けながら進めている。

〈今後人事面や組織面で更に見直しが必要と考える事項〉

- ・生活保護業務において査察指導員と現業員 2 名が訪問指導に出かけると、福祉事務所内で面接すべき職員が不在になるため、現業員の増員を要求している。
- ・近年地域でのつながりの希薄化に伴い、各種相談が多くなってきている。

【住民サービスにおける事項】

〈事務の移管前後で、住民サービスの質に変化が生じた事例等〉

- ・福祉六法に定める援護育成または更生の措置に関する事務を行っており、また必要に応じその他の社会福祉全般に関する事務を行っているが、情報社会のなか住民サイドからの関心が高まっているため、利用者の情報処理能力に合わせた情報の収集、提供が必要である。

岐阜県山県市福祉事務所事務等
移管イメージ

合併前
岐阜地域福祉事務所所管の14町村のうち3町村が合併予定

合併後
3町村が「山県市」となる

岐阜県(本庁)

- ・事務移管等マニュアル作成による支援
- ・生活保護事務に関する情報提供等

合併協議会との積極的な打合せ及び情報提供等

新市合併協議会

人口	19,137
保護世帯数	21
保護率	1.09%
伊自良村	
人口	3,551
保護世帯数	2
保護率	0.56%
美山町	
人口	9,006
保護世帯数	7
保護率	0.77%

現業員研修のため職員の派遣等

生活保護システムのデータ移管等

岐阜地域福祉事務所

・合併前は12町2村を所管
・合併後は岐阜地域福祉事務所事務所が10町1村を所管

生活保護電算システムの
委譲
・窓口変更についての住民への周知・広報
・条例・規則の制定
・生活保護に係る予算措置等

山県市

山県市福祉事務所

・市役所(高富地区)
・福祉事務所は市役所に隣接する旧高富町保健福祉ふれあいセンターに設置

伊自良支所

その他の旧役場庁舎は新市役所の支所として活用

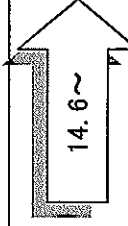
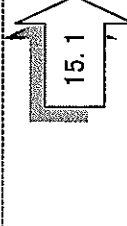
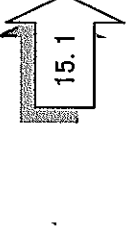
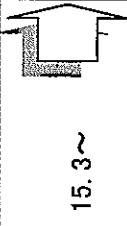
美山支所

岐阜地域福祉事務所

穂積町 北方町
巢南町 本巣町
川島町 真正町
岐南町 糸貫町
笠松町 根尾村
柳津町

穂積町 北方町
巢南町 本巣町
川島町 真正町
岐南町 糸貫町
笠松町 根尾村
柳津町

山県市福祉事務所事務移管スケジュール

事 項	24 月前	12 月前	12 月後	24 月後	36 月後
県福祉担当部局による福祉事務所設置支援		14.6~ 			
生活保護業務移管支援		15.1 			
町より県福祉事務所へ職員の派遣		15.1 	2 名		
県より市福祉事務所へ職員の派遣	【なし】				
生活保護等の電算システムの移行		15.3~ 			

新福祉事務所
所開所 15.4

I - 4 岐阜県瑞穂市福祉事務所

- ・ 平成15年5月、岐阜県2町合併に伴う市制施行による福祉事務所設置。
- ・ 合併後は本庁舎と巢南庁舎間において、毎日定時に「メール便」を実施し、申請書等の処理を滞らせない配慮。

【基本的事項】

〈福祉事務所名及び所在地〉

瑞穂市福祉事務所

瑞穂市別府1288番地

電話 058(327)4123

FAX 058(327)4556

〈設置年月日〉

- ・ 平成15年5月1日
- ・ 2町の対等・新設合併による市制施行に伴う福祉事務所の設置
穂積町、巢南町→「瑞穂市」

〈市町村合併に向けた取り組み開始から合併までの主な経緯〉

平成14年4月 岐阜県内近似人口規模の福祉事務所視察

5月 「市」の設置に伴う移管事務 岐阜県より提示

9月 穂積町・巢南町合併協議会発足

※組織体制 新市建設計画策定小委員会、総務部会・福祉部会・住民環境保健部会・産業建設部会・上下水道部会・教育部会

11月 岐阜県内近似人口規模の福祉事務所視察

12月 県所轄福祉事務所と福祉事務所設置に係る打合せ

平成15年1月 2町から査察指導員1名、ケースワーカー1名の任用予定者を県へ派遣
(～3月)

3月 県からの最終引継

4月 穂積町・巢南町合併協議会解散

5月 瑞穂市福祉事務所設置

〈福祉事務所の設置状況（建物等）について〉

- ・市役所の庁舎は、瑞穂市役所（旧穂積町庁舎）と瑞穂市役所巢南庁舎（旧巢南町庁舎）を利用（本庁舎の概念はない）。
- ・福祉事務所については、新たな庁舎建設は行わず、瑞穂市役所（旧穂積町庁舎）を利用。
- ・市民の利便性の低下防止のため、瑞穂市役所巢南庁舎（旧巢南町庁舎）において市民窓口課を置いて申請受付、給付等の窓口業務を行っている。

〈条例規則等の整備状況〉

- ・瑞穂市行政組織条例
- ・瑞穂市行政組織規則
- ・瑞穂市福祉事務所設置条例
- ・瑞穂市福祉事務所長事務委任規則
- ・瑞穂市福祉事務所規則

〈住民、対象者への周知方法（広報活動等含む）〉

- ・合併協議の進捗状況等については、広報誌「合併協議会だより（平成14年10月～平成15年4月の間に8回発刊）」を発行し、各世帯に配布した。
- ・また、ホームページ（平成14年9月開設、約28,000件のアクセスがあった。）により報告した。

【組織・人材に関する事項】

〈必要な職員数の確保や配置換えについて〉

- ・福祉事務所は、市民生活に最も身近な行政機関であることから、新市人事でも職員の大半が従来の業務を引き継ぐこととし、大幅な配置換え、異動人事の発令はしなかった。
- ・査察指導員については、福祉六法及び他法に精通した経験者を配置した。
- ・現業員については、福祉業務の経験者を配置し、また、兼務ながら社会福祉法第16条第2号に定める定数より1名増とした。

〈必要な有資格者の確保について〉

- ・査察指導員、現業員とも社会福祉主事任用資格保有者を配置した。

〈県や他機関との人事交流、研修派遣等の状況〉

次のとおり合併前に2町から1名ずつ県所轄福祉事務所に派遣し、研修を行わせた。

・研修期間

- (1) 査察指導員：平成15年1月20日～2月21日までの24日間。
- (2) 現業員：平成15年1月20日～3月20日までの43日間。

〈県本庁による研修等の支援施策以外の独自による取り組み〉

- ・合併前において、県本庁が実施する「生活保護法施行事務担当職員会議」に同庁の計らいで事前研修として特別参加した。
- ・合併前において、導入予定業者から生活保護の電算システム研修を受けた。

〈特に多大な時間や労力を要した引継や事務等〉

- ・合併の1年ほど前から（平成14年4月1日～平成15年3月31日）新市合併協議会のワーキング・グループ（事務担当者会議）を設置して、福祉施策等についての検討項目（例福祉事務所に関すること、障害者福祉に関すること等）を設定し、すり合わせ作業として、課題、調整方針を協議した。
- ・上記のすり合わせ作業の開催については、合併前期は月に1～2回程度、合併半年前（後期）は頻繁に会合を開き、細部にわたる調整に努めた。

〈今後人事面や組織面で更に見直しが必要と考える事項〉

- ・現業員については、兼任ながら社会福祉法第16条第2号に定める定数より1名増としているが、今後、福祉六法及び他法の事務の仕事量及び市民の福祉需要の要求も増大すれば、必然的に業務運営体制の再検討をせざるを得ない。

【住民サービスにおける事項】

〈事務の移管前後で、住民サービスの質に変化が生じた事例等〉

- ・当市福祉事務所の所轄面積は、28.18km²で、広さも適当であり、市民へのサービス提供体制について、特に問題は発生していない。
- ・瑞穂市役所巢南庁舎（旧巢南町庁舎）に市民窓口課を置いて申請受付、給付等の窓口業務を実施している。
- ・瑞穂市役所（旧穂積町庁舎）と瑞穂市役所巢南庁舎（旧巢南町庁舎）間における文書の配送については、（財）瑞穂市施設管理公社に委託し、毎日午前10時と午後3時に「メール便」と称して実施しており、申請書等の処理が遅滞することがないように配慮している。

岐阜県瑞穂市福祉事務所事務等
移管イメージ

合併前

岐阜地域福祉事務所所管の11町村のうち2町が合併予定

合併後

2町が「瑞穂市」となる

岐阜県(本庁)

- ・事務移管等マニュアル作成による支援
- ・生活保護事務に関する情報提供等

新市合併協議会

穂積町	人口	35,218人
	保護世帯数	61世帯
	保護率	2.14%
祟南町	人口	12,231人
	保護世帯数	7世帯
	保護率	0.65%

合併協議会との積極的な打合せ及び情報提供等

現業員研修のため職員のパ派遣等

生活保護システムのデータ移管等

岐阜地域福祉事務所

- ・合併前は10町1村を所管
- ・合併後は岐阜地域福祉事務所が8町1村を所管

- ・生活保護電算システムの委譲
- ・窓口変更についての住民への周知・広報
- ・条例・規則の制定
- ・生活保護に係る予算措置等

瑞穂市

瑞穂市福祉事務所
・福祉事務所は瑞穂市役所(旧穂積庁舎)に設置

市民窓口課を置いて申請受付、給付等の窓口業務として活用

岐阜県岐阜地域福祉事務所

川島町	本巣町
岐南町	真正町
笠松町	糸貫町
柳津町	根尾村
北方町	

瑞穂市福祉事務所事務移管スケジュール

事 項	24 月前	12 月前	12 月後	24 月後	36 月後
<p>新福祉事務所開設</p> <p>14.5~</p>					
<p>生活保護業務移管支援</p> <p>15.1</p>					
<p>町より県福祉事務所へ職員の派遣</p> <p>15.1</p> <p>2名</p>					
<p>県より市福祉事務所へ職員の派遣</p> <p>【なし】</p>					
<p>生活保護等の電算システムの移行</p> <p>15.3~</p>					

新福祉事務所開設 15.5

Ⅱ－５ 山口県周南市福祉事務所

- ・平成15年4月、徳山市、新南陽市、熊毛町及び鹿野町の合併により「周南市」設置。
- ・市民のサービス低下防止のため、旧各市町庁舎を総合支所と位置付けて、その中に福祉事務所分室を設けて各種申請の受付等を行っている。

【基本的事項】

〈福祉事務所名及び所在地〉

- ・周南市福祉事務所
 - ・周南市岐山通1-1
- 電話番号 0834-22-8465 FAX 0834-22-8582

〈設置年月日〉

- ・平成15年4月21日
- ・2市2町の対等合併による市制施行に伴う福祉事務所の新設
徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町→「周南市」

〈市町村合併に向けた取り組み開始から合併までの主な経緯〉

平成14年6月1日 徳山市、新南陽市、熊毛町及び鹿野町で法定合併協議会発足
2市2町より職員を派遣し、合併協議会事務局を設置
福祉事務所内の事項については合併協議会事務局福祉部会の指示により調整

平成15年3月 県から市に委託される事務の最終引継

平成15年4月21日 周南市発足（新福祉事務所を設置）

〈福祉事務所の設置状況（建物等）について〉

- ・市役所本庁舎は、旧徳山市庁舎を利用。
- ・福祉事務所については、新たな庁舎建設は行わず、旧徳山市庁舎内に設置。
- ・市民の利便性等サービスの低下とならないよう、旧各市町庁舎に総合支所を設置し、総合支所には福祉事務所分室を設置し、各種の申請受付、給付等の窓口業務を行っている。

〈条例規則等の整備状況〉

- ・ 特になし

〈住民、対象者への周知方法（広報活動等含む）〉

- ・ 各地区において合併協議会での検討状況の住民説明会を開催
- ・ 合併協議の進行状況については、「合併協議会広報誌」を発行し各家庭に配布した。

【組織・人材に関する事項】

〈必要な職員数の確保や配置換えについて〉

（生活保護業務）

県の福祉事務所で担当していた熊毛町、鹿野町の生活保護業務を引き継いだことから、2町分のケース数が増えたため、本庁にケースワーカーの増員（1名）を行っている。なお、配置換えについては行っていない。

（母子福祉関係業務）

合併後の業務はすべて本庁業務になるため、1名の職員を増員した。

〈必要な有資格者の確保について〉

周南市では、社会福祉主事任用資格の未保有者が、資格が必要な部署に配属になった場合は、資格取得のための研修を受講させていることから資格の未保有者はいない。

〈県や他機関との人事交流、研修派遣等の状況〉

合併のための職員派遣や人事交流は特に行っていないが、合併するにあたっては県（出先の福祉事務所も含む）と調整等の打合せを必要に応じて行った。

また、先進地視察は行っていないが、他県の先進事例について、電話等での照会を行った。

〈県本庁による研修等の支援施策以外の独自による取り組み〉

- ・ 生活保護業務においては、生活保護業務のサービスの低下を招かないよう本庁（徳山地区・熊毛地区担当）と新南陽総合支所（新南陽地区・鹿野地区担当）の二カ所にケースワーカーを配置している。
- ・ 一方、職員間の事務連絡等をスムーズに行うため、毎月第一火曜日に本庁と新南陽総合支所合同主事会議、ケース診断会議（ケース診断がある場合）を実施している。

〈特に多大な時間や労力を要した引継や事務等〉

（生活保護）

- ・ まず、2市間での協議を行い、併行して2町担当の県福祉事務所と協議を行った。
- ・ その後協議内容を2町担当課へ報告、協議を行うといった手順であったため、項目別（経理業務、医療業務及び電算入力等）の協議に時間を要したが、この方法により、合併後の円滑な業務遂行が実現した。
- ・ 2市2町の担当者協議を行い、調整内容を合併協議会へ報告。

〈人事面や組織面で今後見直しが必要な事項〉

- ・ 生活保護については、本庁と新南陽総合支所の二カ所で業務が行われている。地理的な特殊性から、利用者の利便性を考慮すると、所管区域の変更、さらには業務の一本化の検討が必要。